

# 神戸市個人情報保護審議会 第10回 制度審議会

## 議 事 録

- 1 日 時 平成16年8月24日(火) 午前10時~
- 2 場 所 神戸市役所1号館 23階 A 2会議室
- 3 出席者
  - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議会委員(50音順・敬称略)  
荒川 雅行、大山 節子、西村 裕三、松浦 克彦、山下 淳
  - ・事務局  
市民参画推進局次長 川野 理、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題
  - ・不服申立手続について
  - ・収集制限等について
  - ・適正な維持管理
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

## 1 不服申立手続について

前回（第 9 回）審議途中であった不服申立手続について、事務局から改めて、説明が行われた。＜資料 10 - 2 で説明＞

事務局 不服申立て制度について、実務上の観点から、神戸市情報公開条例に定める手続と同じような形に整備したいと考えている。

前回、神戸市情報公開条例の口頭意見陳述制度には、「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。」との規定は、どういう趣旨かという質問があった。「この限りでない」とは、不服申立人等、具体的に言えば、不服申立人、参加人、諮問庁だが、意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の公開、非公開の判断例が確立しているときなどが該当すると思う。

したがって、この制度は、不服申立人だけを対象とした意見陳述の制限規定だけでなく、諮問庁に対しても必要のないときは実施しないことができるという規定である。過去の不服申立や是正の申出の例を見ると、不服申立人が希望された場合には、すべて意見陳述をしていただいている。

- ・ 当該規定は必要ではないと思っていたが、必要性を了解した。
- ・ 審議を迅速に進めるという観点から設けている規定であり、先例として同じような事案があるというような限られた場合に適用されるということだが、実際の運用上、意見陳述の機会を与えているということのようだ。
- ・ 不服申立に関する手続規定について、情報公開条例の規定に準じた形で整備することしたい。
- ・ 各委員 異義なし

## 2 収集制限、目的外利用・提供制限、適正な維持管理について

事務局から、収集制限、目的外利用・提供制限、適正な維持管理について説明が行われた。＜資料 10 - 5 > <資料 10 - 6 > <資料 10 - 4 >

### (1) 収集制限

- ・ 事務局の説明では、基本的には収集制限、目的外利用・提供制限、適正な維持管理については、現行条例を維持したいということだった。また他の政令市の状況は、本人収集原則やセンシティブ情報の収集の原則禁止などについて、例外を認める場合には、第三者機関としての審議会の意見を聞いて、公益上の必要性があるかどうかの判断を仰ぐという形で、実施機関の裁量を制限するような規定を設けている市がほとんどだという説明だった。

そうではない政令市がいくつかあるが、そういった政令市の中にも審議会を関与させるような方向で改正を検討している政令市もあるということのようだ。

- ・ 他の政令市の状況は、この収集制限とか、センシティブ情報について、改正する予定なのかどうかというところがわかりにくい。改正前の条例と比較をしても、さほど実益があるとも思えない。

事務局から、他の政令市の審議状況を説明が行われた。

- ・ かなりの政令市で中間答申が出されていて、従来から条例上、審議会の事前承認の規定を設けているところがほとんどだから、それを現状維持するという結論で答申を出しているという状況ということか。

事務局 現行の神戸市の条例では、収集原則等の規定は、個人情報の保護に手厚い規定になっているので、現行条例を維持した方がよいと考えている。また、行政機関法の保有制限、あるいは利用目的の明示については、他の条文で担保できている面があるので、あえてこれを採用する必要はないと思う。

- ・ 個人情報保護という観点からは、法律よりも条例の規定の方が、より進んだ内容になっている。

また、個人情報を収集する最初の段階で制限を加えるのか、あるいは保有の段階で制限を加えるのかという違いが法律と条例にはあり、市条例では、本人収集原則をとっているが、法律は採用していない。

また、幾つか個別の例外事由が列挙されているが、政令市とも比較しつつ、これを一つひとつ検討する必要があるのかも考える必要があると思う。

例外規定を適用する際に、第三者機関としての審議会に意見を聞く手続きを定めている政令市がほとんどであり、現在、審議会の事前承認の手続きを定めてない政令市の中にも、それを定めるような方向の中間答申が出されているということのようだ。

センシティブ情報の原則禁止規定も法律にはないが、条例には定められており、収集制限全般にわたって見た場合に、条例の方が進んだ内容になっているので、事務局としては現行の条例の規定をそのまま維持したいということだ。

- ・ 大阪市の 6 号、7号については、神戸の場合は類型で処理することになっているのではないか。

事務局 神戸市の類型にはもう少し細かく規定している。

- ・ 個人情報保護の観点から言えば、神戸市のように審議会の審議を経て、類型化を図る対応の仕方の方が望ましいように思うが、その辺はどうか。
- ・ 類型的な処理をすることを答申という形で出しているのですが、市民の方から見ると、どういう類型があるかということが一覧で整備されているわけではないので、条例に書いた方が透明性も高まるかもしれない。

ただ、何を条例で書くかはなかなか難しい。細かく類型をつくった方がいいというのが実務的、現実的だということもあるだろう。

事務局 類型の関係では、個人情報の事務目録があり、約 1,400 件の事務すべてについて、事務ごとに明確化されている。

ある事務について、どの類型を適用したかを書く欄があり、記載を指導している。

市民はこの個人情報の事務目録を見れば、類型の第何号に該当するということがわかるような仕組みになっている。

今後この事務目録については、窓口の閲覧、あるいはインターネット等によって、誰でもアクセスできるような形にできれば、なお適正さは担保できると思う。

なお、類型の適用にあたっては、常に合理的、必要最少限度、明確性を考えて、所管課と

厳しく協議している。

- ・ 他の自治体では個別案件で類型を追加することがあって、どのような類型があるのか見通しが悪くなっていくが、神戸市はそれがないようだから手引きで足りるかなと思う。
- ・ 今の議論は、本人収集原則の例外事由は、現行の条例が掲げるもの以外に、詳細な規定がおいてある政令市もあるが、そういうような規定を設ける必要はないという意見と伺ってよかったと思う。

神戸市の場合、審議会答申の類型は、手引書で公開され、事務目録を通じて、当該事務がどの類型に該当するのか記載され、市民も閲覧できるということだった。

本人収集原則の例外を認める際に、公益上の必要性があるかどうかの判断を審議会の意見を聞いて、判断するという形になっているが、こういう手続きについては、政令市で採用している例が非常に多くて、そういう規定を設けていない政令市の中にも、設ける方向で中間答申がなされている政令市もあるということだった。法律では審議会の関与はないので、条例の方が個人情報の保護に手厚くなっていると評価できると思う。

- ・ 利用目的の明示の規定が法律にはあるが、条例では7条の収集制限の規定の中に、個人情報の取り扱う目的を明確にすべきという内容が含まれているし、個人情報を取り扱う場合に、事務の届出制度があるから、届出制度のもとで当然収集目的というのは明確にされているので、利用目的の明示について規定を設ける必要まではないのではないかとと思われる。
- ・ 条例で利用目的の明示を規定すると、どれぐらいの件数になるのか。

事務局 それぞれの事務取扱件数が、どの程度があるか把握できていない。

法律には、例外規定があり、この解釈をどう考えるのかということがあると思う。

まず、行政機関法第4条は原則として、本人から直接書面で記録された情報を取得するときは、本人の利用目的を明示しなければならないという規定になっている。例外規定として1号から4号が規定されていて、そのうち4号は取得の状況から見て、明らかであると認められるとき、となっているので、例えば介護保険の申請書をいただく場合については、その取得の状況から見て、利用目的は当然明らかであるということになると思われる。

- ・ 行政機関法の4条でいうあらかじめ本人に対して、利用目的を明示しなければいけないときのその利用目的というのは、市の場合であれば、この事務の届出に挙がっている事務の目的に対応すると理解していいのか。

事務局 そのように考えている。

- ・ 本人に対して利用目的を明示するということを導入しても、それを知らせるだけだからそんなに負担にならないのではないかと。

利用目的は、事務目録を見ればわかるというのもそうだが、事務目録に加えて、利用目的を新たに本人に伝えるということにしても、そんなに負担にはならないではないか。

事務局 行政機関法では、利用目的はどういった方法で明示するのか。口頭で明示するのか、文書で明示するのか、インターネットで明示するのか、あるいは行政機関の窓口において明示するのか、利用目的の明示はどの程度であれば明示になるのか。関係行政機関に確認したい。

条例施行後約6年が経過し、事務目録が定着してきたので、これをさらに充実させて、

活用していきたいと思う。また、窓口に置いている目録を場合によってはインターネットで全件をオープンにするということも考えて、現行の届出制度を充実することを考えていきたい。

- ・ 行政機関法の4条の4号の最後のところに、取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められるときというのがあから、市の場合は事務の届出書に個人情報を取り扱う事務の目的というのは明記されている。

法律でいう4号の取得の状況から見て、利用目的が明らかであるという内容に該当すると考えれば、特に本人に対して、利用目的を明示する必要性はないということなのだろう。届出制度を前提にした場合には、取り立ててこの利用目的の明示は必要ないと思われる。

- ・ センシティブ情報の収集禁止については、条例に、規定が設けられているが、行政機関法の方には規定されていない。行政機関法の法案の審議の際にも、その辺が不十分ではないかというような批判があったところだ。条例が規定しているように、センシティブ情報の収集を原則禁止するという規定を設けることは、個人情報保護の観点からは、評価できるのではないかとと思われる。

事務局 センシティブ情報は、条例上、思想、信条、信教あるいは個人の特質を規定する身体に関する情報であるが、センシティブ情報であるか否かについて、あいまいな場合は、センシティブ情報として運用すべきことを各所管課には指導している。

- ・ センシティブ情報の定義は、確かにあいまいなところがあって、この辺を議論していくと難しい問題に入っていくと思う。

他に意見がないようなら、このセンシティブ情報の収集禁止の規定については、現行どおりということで考えたい。

## (2) 目的外利用・提供制限

- ・ 例えば仙台市で言えば、5項、6項、7項といった例外規定は、神戸市としては必要性はないという考えか。

事務局 これは市では類型でもう少し細かく規定しているので、あえて条文に明記する必要はないのではないかと考えている。

- ・ 収集制限の場合と同じで、審議会答申の類型により対応しているから、条文に明記しなくてもいいとのことだ。ある程度確立したものは条例に書いた方がいいのかどうか、1つの論点という気がする。
- ・ ただ、他の政令市の例のように、今以上に例外規定を条文に書いても、かなり抽象度の高い規定になるのではないか。
- ・ それは類型も同じだ。現行の類型も抽象的な書き方だから、その意味ではそんなに変わらない。だから、類型という形がよいのか、条例の条文という形がよいのか。見極めは結構難しいところはある。
- ・ 今の類型は、具体的な事務に関連して書いてあるので、分かりやすい気がする。必ずしも、条例に書かなくてもよいのではないか。
- ・ 手引きを見ればわかるので、それでいいと言えるかどうかだ。

事務局 この類型は基本的にオープンにしているが、例えば、インターネットによってもオープンにして、常時市民が閲覧できる形もできると考えている。

- ・ 法律の関係でいうと、国の法律の方は、相当な理由、特別な理由といった、抽象的な概念で例外規定がつけられているので、実施機関の行政裁量がかなり広がっている。神戸市の条例ではここでも審議会の関与がある。実施機関の行政裁量が広がるのは望ましい制度ではないという気がする。

他に意見はいかがか、なければ目的外利用、提供制限については、現行通りということにしたいと思う。